

平成25年8月6日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 更正をすべき理由がない旨の通知処分取消等請求事
件

口頭弁論終結日 平成25年6月6日

判	決
原告	X
被告	国
処分行政庁	川越税務署長

主 文

- 1 本件訴えのうち、別紙1却下部分目録記載1ないし8の各訴えをいずれも却下する。
- 2 原告のその余の訴えに係る請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 原告が平成23年3月8日にした平成19年分の所得税に関する更正の請求に対して川越税務署長が平成23年4月26日にした更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。
- 2 川越税務署長が平成23年12月22日に原告に対してした原告の平成17年1月1日から同年12月31日までの課税期間(以下「平成17年課税期間」といい、他の課税期間についても同様の表現をする。)に対応する消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の更正の請求に理由がない旨の通知処分を取り消す。

- 3 川越税務署長が平成23年12月22日に原告に対してした原告の平成18年課税期間に対応する消費税等の更正の請求に理由がない旨の通知処分を取り消す。
- 4 川越税務署長が平成23年12月22日に原告に対してした原告の平成19年課税期間に対応する消費税等の更正の請求に理由がない旨の通知処分を取り消す。
- 5 川越税務署長が平成23年12月22日に原告に対してした原告の平成20年課税期間に対応する消費税等の更正の請求に理由がない旨の通知処分を取り消す。
- 6 川越税務署長が平成23年3月28日に原告に対してした平成17年課税期間に対応する消費税等の無申告加算税の賦課決定処分のうち、3万4335円を超える部分を取り消す。
- 7 川越税務署長が平成23年3月28日に原告に対してした平成18年課税期間に対応する消費税等の無申告加算税の賦課決定処分のうち、2万9865円を超える部分を取り消す。
- 8 川越税務署長が平成23年3月28日に原告に対してした平成19年課税期間に対応する消費税等の無申告加算税の賦課決定処分のうち、2万1000円を超える部分を取り消す。
- 9 川越税務署長が平成23年3月28日に原告に対してした平成20年課税期間に対応する消費税等の無申告加算税の賦課決定処分のうち、1万4790円を超える部分を取り消す。
- 10 川越税務署長が原告に対して平成23年4月8日付けでした消費税等の委託納付処分を取り消す。
- 11 川越税務署長が原告に対して平成24年4月13日付けでした国税還付金の委託納付処分を取り消す。
- 12 川越税務署長が原告に対してした「事業主個人の給料は必要経費とはなら

ず、事業所得となり課税の対象となる」とする税務行政ないし税務指導の不適法を認め、事業者としての原告の給与所得を認め、人口に膾炙せよ。

13 被告は、原告に対し51万0200円及びこれに対する平成23年3月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

14 被告は、原告に対し、10万0170円及びこれに対する平成23年3月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

15 被告は、原告に対し、5万1522円及びこれに対する平成23年3月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

16 被告は、原告に対し、4万9282円及びこれに対する平成24年3月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

17 被告は、原告に対し、500円及びこれに対する平成22年11月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

18 被告は、原告に対し、1000円及びうち400円に対する平成22年12月27日から、200円に対する平成23年1月18日から、200円に対する同月27日から、200円に対する同年2月10日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

19 川越税務署長が原告に対して平成25年4月11日付けでした国税還付金の委託納付処分を取り消す。

20 被告は、原告に対し、4万9512円を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、処分行政庁である川越税務署長の属する国を被告として、
① 平成20年2月26日付けで平成19年分の所得税（以下「平成19年所得税」という。）の確定申告書を提出していた原告が、平成23年3月8日、平成19年所得税の事業所得の計算上、事業主たる原告本人の労働の対価を必要経費に算入すべきとして川越税務署長に対し平成19年所得税の更正の請求（以下「平成19年所得税の更正請求」という。）をしたことに対し、川越税

務署長が平成23年4月26日付けで更正をすべき理由がない旨の通知処分（以下「平成19年所得税の通知処分」という。）をしたこと（請求の趣旨第1項）、② 平成17年課税期間ないし平成20年課税期間（以下「本件各課税期間」という。）に係る消費税等（以下「本件各消費税等」という。）の期限後申告（以下「本件各消費税等期限後申告」といい、本件各消費税等期限後申告に係る期限後申告書を「本件各消費税等期限後申告書」という。）について、考慮されていない課税仕入れがあるなどとして、平成23年10月14日に更正の請求（以下「本件各消費税等の更正請求」という。）をしたことに対し、川越税務署長が同年12月22日付けで更正をすべき理由がない旨の通知処分（以下「本件各消費税等の各通知処分」という。）をしたこと（請求の趣旨第2項ないし第5項）、③ 川越税務署長が同年3月28日付けで原告が同月7日にした本件各消費税等期限後申告に伴う無申告加算税の賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」という。）をしたこと（請求の趣旨第6項ないし第9項）、及び④ 川越税務署長が同年4月8日付け、平成24年4月13日付け又は平成25年4月11日付けで本件各課税期間の消費税等に係る延滞税が未納であったために委託納付をしたこと（以下、これらを併せて「本件各委託納付」という。請求の趣旨第10項、第11項及び第19項）を不服として、それらの処分の取消しを求めるとともに、⑤ 川越税務署長が原告に対してした税務行政ないし税務指導の不適法を認め、事業者としての原告の給与所得を認め、人口に膾炙せよとの義務付けを求め（請求の趣旨第12項。以下、この訴えを「本件義務付けの訴え」という。）、併せて、被告に対し、⑥ 本件各消費税等期限後申告に基づいて納付した税額のうち本件各消費税等の更正請求に係る税額を超える部分につき過誤納金の返還（請求の趣旨第13項）、⑦ 本件各消費税等期限後申告に基づいて納付した税額に対応する無申告加算税についての過誤納金の返還（請求の趣旨第14項）、⑧ 本件各委託納付により収納された平成22年分、平成23年分及び平成24年分の所得税の還付

金の支払（請求の趣旨第15項、第16項及び第20項）、並びに⑨ 税務調査のために原告が支払ったAの会議室（以下「本件会議室」という。）の使用料相当額の支払（請求の趣旨第17項及び第18項）を求める事案である。

2 関係法令の定め

別紙3のとおり。なお、別紙3で用いた略称は、以下の本文においても用いることとする。

3 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）当事者

原告は、埼玉県において、幼稚園児や小学生を対象として英語教室（B）を営んでおり、原告自身も講師として従事するほか、5名程度の講師を雇っていた。（甲43、47、50）

（2）所得税の確定申告等

原告は、法定申告期限内である平成20年2月26日、平成19年所得税について青色申告以外の申告書により確定申告をしていたが、本件各課税期間の消費税等については無申告であった。（甲49）

（3）原告に対する所得税の確定申告の内容確認の調査（以下「本件調査」という。）

ア 川越税務署個人課税第5部門C上席調査官及びD調査官（以下、両名を併せて「本件調査担当者」という。）は、平成22年8月2日、本件調査に着手し、同日は原告宅において、その後の同年12月27日、平成23年1月18日、同月27日及び同年2月10日は、原告の予約した本件会議室において本件調査をした。（乙1、6）

イ 本件調査担当者は、平成23年2月18日付けで、原告に対し、平成19年分ないし平成21年分の所得税（以下「本件各所得税」という。）の修正申告書（以下「本件各修正申告書」という。）及び本件各消費税等期

限後定申告書並びに納付税額を記載した各納付書となるべき書類（以下、実際の確定申告等に用いられたものと区別することなく「本件各修正申告書」、「本件各消費税等期限後申告書」及び「各納付書」という。）を送付した（以下、この行為を「本件修正等勧奨」という。）。（甲４０、１０１ないし１０４）

（４）本件各消費税等期限後申告及び本件各消費税等の納付並びに本件各賦課決定処分

ア 原告は、平成２３年３月７日、川越税務署長に対し、本件各消費税等期限後申告書を提出し、同日、本件各消費税等（本税）を納付した。（甲１６ないし１９、１０１ないし１０４、乙２ないし５）

イ 川越税務署長は、平成２３年３月２８日付けで本件各賦課決定処分をし、原告は、同日、本件各賦課決定処分に係る無申告加算税を納付した。（甲２０ないし２３、５４の１ないし４）

（５）更正の請求、更正をすべき理由がない旨の各通知処分及びその後の不服申立て

ア 原告は、平成２３年３月８日、更正の請求をする理由を「事業所得に係る必要経費のうち給料賃金科目の計上漏れのため」とする本件各所得税の更正請求に係る更正の請求書を提出した。（甲１ないし３）

これに対し、川越税務署長は、同年４月２６日付けで、更正をすべき理由がない旨の各通知処分（以下「本件各所得税の各通知処分」という。）をした。（甲５７ないし５９）

イ 原告は、本件各所得税の各通知処分並びに本件各消費税等の各納付及び本件各消費税等の納税に係る延滞税のお知らせについては平成２３年４月２８日付けで、本件各賦課決定処分については同年５月６日付けで、それぞれ川越税務署長に対し異議申立てをしたが、川越税務署長は、これらの異議申立てを併合した上、同年６月１７日付けで、本件各所得税の各通知

処分に関する異議申立てを棄却し、その余の異議申立てを却下する旨の決定（以下「本件課税処分等異議決定」という。）をした。（甲４ないし１０、６１）

ウ 原告は、本件課税処分等異議決定を不服として、平成２３年６月２９日付けで国税不服審判所長に対して審査請求をしたが、国税不服審判所長は、同年１２月１３日付けで当該審査請求を棄却する旨の裁決をした。（甲１１、６８）

エ 原告は、平成２３年１０月１４日、更正の請求の理由を、「本件各課税期間について必要経費の計上漏れがあるため、これらを計上した上で算出した本件各消費税等の額を上回る部分の取消しを求める。」として（「平成２３年５月６日付け異議申立書の趣旨に同じ」との記載は上記のとおりと解される。）、本件各消費税等の更正請求に係る更正の請求書を提出した。（甲１２ないし１５）

これに対し、川越税務署長は、同年１２月２２日付けで、本件各消費税等の各通知処分をした。（甲６３ないし６６）

（６）本件各消費税等の延滞税に係る各委託納付及びその後の不服申立て

ア 本件各消費税等期限後申告に伴い、原告に、平成１７年課税期間は６万７５００円、平成１８年課税期間は９万３１００円、平成１９年課税期間は２万４９００円及び平成２０年課税期間は１万１０００円の延滞税の納付義務が生じたものの、それらの延滞税が未納であるとして、川越税務署長は、原告が提出した平成２２年分の所得税の確定申告により発生した還付金５万１５２２円について、未納となっていた平成１７年課税期間の消費税等に係る延滞税６万７５００円に委託納付された旨を平成２３年４月８日付け「国税還付金充当等通知書」により原告に通知した。（甲２７）

イ 原告は、平成２３年４月１１日、川越税務署長に対し、上記アの国税還付金充当等通知書について異議申立てをしたが、川越税務署長は、同年５

月 23 日付けで、当該異議申立てを却下する旨の決定をした。(甲 28、60)

ウ 原告は、平成 23 年 5 月 30 日、上記イの決定を不服として、国税不服審判所長に対して審査請求をしたが、国税不服審判所長は、同年 12 月 13 日付けで、当該審査請求を却下する旨の裁決をした。(甲 29、67)

エ 川越税務署長は、平成 23 年分の所得税の確定申告により発生した還付金 4 万 9 2 8 2 円について、平成 17 年課税期間の消費税等に係る延滞税 1 万 5 9 7 8 円及び平成 18 年課税期間の消費税等に係る延滞税 9 万 3 1 0 0 円のうち 3 万 3 3 0 4 円にそれぞれ委託納付された旨を平成 24 年 4 月 13 日付けの「国税還付金充当等通知書」で原告に通知した。(甲 97)

オ 原告は、平成 24 年 4 月 18 日、上記エの国税還付金充当等通知書について、川越税務署長に対して異議申立てをしたが、川越税務署長は、同年 6 月 11 日付けで、当該異議申立てを却下する旨の決定をした。(甲 98、100)

カ 原告は、平成 24 年 6 月 22 日、上記オの決定を不服として、国税不服審判所長に対して審査請求をしたが、国税不服審判所長は、同年 9 月 18 日付けで、当該審査請求を却下する旨の裁決をした。(甲 99、乙 7)

キ 川越税務署長は、平成 24 年分の所得税の確定申告により発生した還付金 4 万 9 5 1 2 円について、平成 18 年課税期間の消費税等に係る延滞税 4 万 9 5 1 2 円に委託納付された旨を平成 25 年 4 月 11 日付けの「国税還付金充当等通知書」で原告に通知した。(甲 106)

ク 平成 19 年所得税の通知処分、本件各消費税等の各通知処分及び本件各賦課決定処分並びにその後の不服申立て等の経緯は、別紙 4 及び別紙 5 のとおりである。

(7) 本件訴えの提起

原告は、平成 23 年 12 月 26 日、本件訴えを提起した。(顕著な事実)

4 被告が主張する本件における各課税処分の根拠等

本件各賦課決定処分の根拠及び適法性に関する被告の主張は別紙6のとおりである。

5 争点

(1) 本案前の争点

ア 本件各消費税等の各通知処分の取消しを求める訴えが、不服申立前置主義の原則に反するか否か（争点（1）、請求の趣旨第2項ないし第5項）

イ 平成22年分ないし平成24年分の所得税の確定申告により発生した還付金により、平成17年課税期間及び平成18年課税期間の消費税等の延滞税に納付した本件各委託納付の取消しを求める訴えについて、取消しを求める対象である本件各委託納付が「処分」（行政事件訴訟法3条2項）に該当するか否か（争点（2）、請求の趣旨第10項、第11項及び第19項）

ウ 本件義務付けの訴えにつき、訴えの対象が非申請型義務付けの訴えにおける「処分」に該当するか否か、及び、非申請型義務付けの訴えの損害の重大性の要件を満たすか否か（争点（3）、請求の趣旨第12項）

(2) 本案の争点

ア 平成19年所得税の通知処分が適法なものか否か（争点（4）、請求の趣旨第1項）

イ 本件各賦課決定処分が適法なものか否か（争点（5）、請求の趣旨第6項ないし第9項）

ウ 原告に本件各消費税等の更正請求に係る税額（本税）を超える部分についての過誤納金が生じているか否か（争点（6）、請求の趣旨第13項）

エ 原告に本件賦課決定処分に係る無申告加算税についての過誤納金が生じているか否か（争点（7）、請求の趣旨第14項）

オ 原告に還付金支払請求権があるか否か（争点（8）、請求の趣旨第15

項、第16項及び第20項)

カ 被告に本件会議室の使用料相当額の支払義務があるか否か(争点(9))、
請求の趣旨第17項及び第18項)

6 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 争点(1) (不服申立前置主義の原則に反するか否か) について

(被告)

ア 国税通則法115条1項は、その本文において、国税に関する法律に基づく処分不服申立てをすることができるものについては、異議申立て及び審査請求の2段階にわたって不服申立てを行い、異議決定及び審査裁決を経た後でなければ訴えを提起することができない旨規定し、同項ただし書において、① 異議申立て(国税庁長官に対してされたものに限る。)又は審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定又は裁決がないとき、② 課税処分の取消しを求める訴えを提起した者が、その訴訟の係属している間に、当該課税処分に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の課税処分の取消しを求めようとするとき、③ 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当の理由があるときは、不服申立てを経由しないで処分の取消しの訴えを提起することができる旨規定している。

イ 本件各消費税等の各通知処分については、いずれも異議申立て及び審査請求の申立てはされておらず、上記ア①ないし③に該当するいずれの事由も認められない。

したがって、本件各消費税等の各通知処分に対して取消しの訴えを提起することはできないから、請求の趣旨第2項ないし第5項に係る訴えは、不適法なものとして却下されるべきである。

(原告)

被告の主張は争う。申告納税制度であるにもかかわらず、川越税務署長は、原告に対し、誤った税額等をあらかじめ記載した本件各修正申告書及び本件各消費税等期限後申告書に押印して提出することを強要したものであり、不正かつ不適法な税務行政である。

(2) 争点 (2) (本件各委託納付の処分性の有無) について

(被告)

ア 行政事件訴訟法 3 条 2 項所定の処分取消しの訴えの対象となる「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」(以下「行政処分」という。)は、行政庁の法令に基づく行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう。したがって、行政庁の公権力の行使に関わる行為であっても、国民の法律上の地位ないし権利義務関係に何ら直接的な影響を及ぼすことのないものは、処分取消しの訴えの対象となる行政処分には該当しない。

イ 本件各委託納付は、地方税法附則 9 条の 10 第 3 項の規定に基づくものであるところ、同項は、国税に係る還付金又は過誤納金(以下「還付金等」という。)の還付を受けるべき者につき未納譲渡割等がある場合には、当該還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき国税局長又は税務署長(以下「国税局長等」という。)に対し、当該還付金等により未納譲渡割等を納付することを委託したものとみなす旨規定し、同条 4 項は、同条 3 項の規定が適用される場合には、当該委託をするのに適することになった時に、その委託納付に相当する額の還付及び納付があったものとみなす旨規定している。すなわち、地方税法附則 9 条の 10 第 3 項の規定に基づく委託納付は、所定の要件を充足することにより、法律上当然にその効力が生ずるものであって、委託納付は、既に法律効果の生じている納付の事実を事務手続上明確にするための内部的処理にすぎず、国税局長等の行為を観念することができないから、本件各委託納付をもって被告が原告に

対し何らかの行政処分をしたものとみることはできない。

したがって、本件各委託納付は、行政処分に当たらないから、請求の趣旨第10項、第11項及び第19項に係る訴えはいずれも不適法なものとして却下されるべきである。

(原告)

ア 被告の主張は争う。そもそも、延滞税の算出の基礎となる本件各消費税等は、必要経費の計上漏れに起因して過大な課税賦課となっており、その算定金額に瑕疵があるにもかかわらず、平成22年分ないし平成24年分の所得税の還付金を本件消費税等の延滞税に関する委託納付とした本件各委託納付は、恣意的かつずさんなものであり、憲法12条により原告が保障されるべき権利の侵害であり、同法29条に基づく原告による財産権を不当に侵害するものである。

イ 延滞税等のお知らせ（甲55の1ないし4）によれば、平成17年課税期間に係る消費税等の延滞税は、1万5978円とされているから、平成22年分の所得税の還付金に係る委託納付は、3万5544円分過大に課税賦課するものであって違法である。また、その後の委託納付は、平成22年分の所得税の還付金をもって既に納付済みであるから、重複する課税賦課であって違法である。

(3) 争点(3) (処分性の有無及び損害要件の充足の有無) について

(被告)

ア 本件義務付けの訴えにおいて、原告は、被告に対し、事業主本人の労働の対価は事業所得の計算上、必要経費に算入することができないという川越税務署長の見解は誤りであるので、税務行政及び税務指導の不適法を認め、事業主本人の労働の対価が事業所得の計算上必要経費となり給与所得となることを、国民に広く知れ渡るよう職権の発動を促す義務付けを求めているものと解されるところ、法律上、このような職権の発動を促す請求

を認める規定はないから、本件義務付けの訴えは、行政事件訴訟法3条6項1号所定の非申請型の義務付けの訴えであると解される。

イ 非申請型の義務付けの訴えの訴訟要件としては、義務付けを求める行為が処分性を有していることが必要であるところ、ここでいう「処分」とは、行政事件訴訟法3条2項の行政処分であり、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう。

また、非申請型の義務付けの訴えについては、行政事件訴訟法37条の2第1項は、救済の必要性に関する要件として、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあることという「損害の重大性」の要件についても規定しており、同条2項は、裁判所が重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとしている。

ウ 本件義務付けの訴えは、被告が税務行政及び税務指導の不適法を認め、事業主本人の労働の対価が事業所得の計算上必要経費となり給与所得となることを、国民に広く知れ渡るよう職権の発動を促すものようであるが、それが「処分」に当たらないことは明らかである。

したがって、本件義務付けの訴え（請求の趣旨第12項）は、「処分」ではない行為の義務付けを求める訴えであり、不適法であることが明らかである。

また、本件義務付けの訴えは、被告が上記行為をしないことにより原告に生ずる具体的な損害について何ら主張立証していない。なお、仮に、原告は、原告ではなく今後広く第三者に生じ得る損害を防止するために本件義務付けの訴えを提起しているものであるとしても、行政事件訴訟法37条の2第1項の「重大な損害を生ずるおそれ」とは、原告自身に重大な損

害を生ずるおそれがあることをいい、第三者に損害を生ずるおそれがあることを含まないと解すべきである。

したがって、本件義務付けの訴え（請求の趣旨第12項）は、損害の重大性の要件を満たしていないと言う点においても不適法であることが明らかである。

（原告）

被告の主張は争う。原告は、経済活動において類似した給与所得を事業所得とみなすような税務行政の誤謬と違法性を根本から正し、本件の裁判から得られた公正な結論をもって人口に膾炙することを求めている。

（4）争点（4）（平成19年所得税の通知処分 of 適法性）について

（被告）

ア 原告は、平成19年所得税の更正請求に係る更正の請求書において、その理由を「事業所得に係る必要経費のうち給与賃金科目の計上漏れのため」と記載していることから明らかなおお、平成19年所得税の更正請求は、必要経費の計上漏れを理由とするものであり、国税通則法23条2項及び所得税法152条に規定する後発的事由が生じた場合のいずれにも該当しないから、国税通則法23条1項に基づくものと認められる。

そして、同項に基づき納税申告書を提出した者がその申告書に記載した課税標準若しくは税額等の計算に誤りがあったことにより、当該申告書によって確定させた納付すべき税額が過大であるとして更正の請求をすることができるのは、法定申告期限から1年以内に限られるところ、平成19年所得税の更正請求に係る更正の請求書は、その法定申告期限から1年後の平成21年3月16日を既に超えた平成23年3月8日に提出されたものであって、平成19年所得税の更正請求はその要件である期限を徒過したものであるから、不適法なものである。

イ したがって、平成19年所得税の更正請求に対し、その更正をすべき理

由がないとした平成19年所得税の通知処分には、何ら違法となる点はなく、適法であることは明らかであり、請求の趣旨第1項に係る請求には理由がない。

なお、原告は、平成19年所得税の通知処分について、理由が附記されていないことを問題とするようであるが、国税通則法及び所得税法において、更正をすべき理由がない旨の通知書に理由を附記しなければならないとする規定は存しないのであるから、理由附記がないことをもって、当該通知処分が違法となることはない。

(原告)

ア 個人事業者である原告が事業として対価を得て行った役務の提供は、反復、継続、独立して行われるものであるから、これらの役務提供に対する反対給付の対価の額は給与所得となり、かつ、事業主である原告の給料・賃金として必要経費となるのであって、川越税務署長が主張する事業所得には該当しない。平成19年所得税の更正請求は、上記の処理をする結果として課税標準額を修正する必要があるために行ったものであるから理由があり、更正をすべき理由がないとする平成19年所得税の通知処分は違法である。

イ 平成19年所得税の通知処分は、更正をすべき理由がないとする判断の根拠、理由等を何ら示していない点においても違法である。

(5) 争点(5) (本件各賦課決定処分の適法性) について

(被告)

ア 納税申告が無効とされるのは、確定申告書の記載内容に関する錯誤が客観的に明白かつ重大であって、所得税法の定めた方法以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合に限られる。

イ 本件についてみると、本件調査担当者は、本件各課税期間に係る基準期

間の課税売上高が1000万円を超えることから、原告に対し、消費税等の申告の義務があることを説明の上、当時の段階で判明していた調査内容に基づき税額等をあらかじめ記載した本件各修正申告書及び本件各消費税等期限後申告書を郵送したところ（本件修正等勧奨）、原告は、所得税については修正申告には応じないとして、平成23年3月8日付けで本件各所得税の更正の請求書を提出したものの、消費税等については、同月7日に本件各消費税等期限後申告書を提出し、同日にその納税もしている。原告は、平成23年2月18日に本件修正等勧奨に係る書類一式を受け取り、同月21日には、本件修正等勧奨について質問するために川越税務署を訪問し、本件調査担当者から説明を受けた上で、その説明から約2週間を経過した同年3月7日に本件各消費税等期限後申告書を提出したものであり、上記の説明の中でも、本件調査担当者が、原告に対し、修正申告書の提出等を強要した事実は認められないから、本件消費税等期限後申告書は、原告が熟慮の上で自らの意思に基づいて提出したものであり、適法に提出されたものであることは明らかである。

したがって、本件において、上記アの特段の事情は認められないから、原告は、本件各消費税等期限後申告書の記載内容の無効を主張することはできない。

ウ 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性は、別紙6のとおりであり、本件各賦課決定処分はいずれも適法であるから、請求の趣旨第6項ないし第9項に係る請求には理由がない。

(原告)

ア 本件調査担当者は、原告に対し、誤った税額等をあらかじめ記載した本件各修正申告書及び本件各消費税等期限後申告書に押印の上提出することを強要したものであるから、本件各消費税等期限後申告書の記載内容は無効である。

イ 原告は、本件税務調査において、本件調査担当者に対し、各種必要経費の計上漏れの事実を申述していたから、本件調査担当者は、本件各賦課決定処分の際に、上記事実を認識していた。すなわち、申告納税制度であるにもかかわらず、川越税務署長は、あらかじめ川越税務署長の側で誤った税額等を記載した本件各消費税等期限後申告書を準備し、原告に対して押印及び提出を強要し、本件各消費税等期限後申告書が提出されたことをもって原告の本件各消費税等が確定した旨主張するが、適正な税額を超過する過大な課税賦課がされたことは国税通則法15条以下に規定する税額の確定に当たらず、憲法17条に該当する公務員による不法行為に該当する違法なものであるから、行政処分に該当するものと解するのは失当である。

(6) 争点(6) (本件各消費税等について過誤納金の有無)について

(被告)

原告が請求の趣旨第13項において支払を求める過誤納金は、本件各消費税等期限後申告により確定した本件各消費税等について減額更正がされたことを前提に生じるものであるところ、川越税務署長は、本件各消費税等の更正請求に対しては、更正をすべき理由がないとして本件各消費税等の各通知処分をしている。したがって、本件各消費税等が減額されていない以上、原告が請求の趣旨第13項において支払を求める過誤納金は発生していないから、同項に係る請求には理由がない。

(原告)

原告は、本件各課税期間について、施設料、租税公課、コピー機のリース料、ガソリン燃料費、駐車場料等の確定申告すべき必要経費を一部計上していなかったところ、必要経費の申告漏れに起因した過誤納金は、更正の請求という手続により減額変更を求め得るのであるから、川越税務署長は、本件各消費税等の更正請求に従い、超過する税額分についてされた不適法な行政処分を取り消し、原告に対して過誤納金を還付すべきである。

(7) 争点 (7) (本件賦課決定処分に係る無申告加算税について過誤納金の有無) について

(被告)

原告が請求の趣旨第14項において支払を求める過誤納金は、本件各賦課決定処分に係る無申告加算税の一部が取り消されることを前提に生じるものであるところ、本件各賦課決定処分が適法なものであることについては、別紙6のとおりである。

したがって、本件各賦課決定処分に係る無申告加算税の一部が取り消されていない以上、原告が請求の趣旨第14項において支払を求める過誤納金は発生していないのであるから、同項に係る請求には理由がない。

(原告)

原告は、川越税務署長があらかじめ準備し、かつ提出を強要した納付書に基づき、本件各賦課決定に係る無申告加算税を納付したものであるから、本件各賦課決定に係る無申告加算税は、本件各消費税等の更正請求に係る更正の請求書に記載された金額を超える部分につき取り消されるべきである。

(8) 争点 (8) (還付金請求権の有無) について

(被告)

原告が請求の趣旨第15項において支払を求める還付金は、平成22年分所得税の還付申告により生じた還付金であり、請求の趣旨第16項において支払を求める還付金は、平成23年分所得税の還付申告により生じた還付金であり、請求の趣旨第20項において支払を求める還付金は、平成24年分所得税の還付申告により生じた還付金であるところ、これらの還付金は、本件各委託納付により、平成22年分及び平成23年分の還付金については、平成17年課税期間の消費税等の延滞税及び平成18年課税期間の消費税等の延滞税に、平成24年分の還付金については、平成18年課税期間の消費税等の延滞税にいずれも収納されており、既に存在しない。

よって、請求の趣旨第15項、第16項及び第20項に係る請求はいずれも理由がない。

(原告)

ア 原告は、本件各消費税等の本税及び本件各賦課決定処分に係る無申告加算税のいずれについても完納しているから、所得税の還付金によって担保すべき未納分は存在しない。したがって、本件各委託納付は違法であるから、平成22年分ないし平成24年分の所得税の還付金は原告に返還されるべきであり、請求の趣旨第15項、第16項及び第20項に係る請求にはいずれも理由がある。

イ 本件各消費税等期限後申告には瑕疵があるため、本件消費税等期限後申告に係る本件消費税等の本税は、国税通則法15条以下において規定する税額の確定した国税には該当せず、延滞税の計算の基礎となる国税にもなり得ないから、川越税務署長は、本件消費税等について延滞税を賦課することはできない。

(9) 争点(9) (本件会議室の使用料相当額について支払義務の有無)について

(被告)

ア 原告は、請求の趣旨第17項及び第18項において、被告に対し、本件会議室の使用料相当額の支払を求めているところ、支払を求める法律的な根拠として、憲法17条及び29条であると主張するのみで、具体的にいかなる権利に基づき当該金員の支払を求めているのか依然として不明である。

イ 本件調査において、本件会議室を使用して調査をすることになったのは、原告が本件調査担当者による原告宅又は川越税務署での税務調査を実施したいとの再三の申出に応じなかったために、本件調査担当者が使用料等の費用は原告の負担となることを十分に説明した上で、やむを得ず、平成2

2年12月27日、平成23年1月18日、同月27日及び同年2月10日の合計4回、本件会議室を使用するに至ったためである。本件調査担当者は、本件会議室での調査をむしろ拒絶しており、原告の一方的な都合により本件会議室を使用したものであるから、請求の趣旨第17項及び第18項に係る請求の前提となる事実は認められず、被告に本件会議室の使用料相当額を支払う義務は生じず、請求の趣旨第17項及び第18項に係る請求には理由がない。

(原告)

ア 本件調査担当者は、原告に対し、税務調査の名目において、自宅又は川越税務署における話合いを繰り返し強要し、原告が自宅付近の本件会議室等において本件調査を行うよう求めたにもかかわらず、本件調査担当者は、守秘義務により応ずることはできないと繰り返し拒絶した。原告は、財務省税制一課に対し、税務調査の場所を公民館等の会議室にすることについて守秘義務違反の問題があるかどうかを確認したところ、問題ないとの回答を得たため、平成22年12月16日、関東信越国税局総務課長宛てに、税務調査の場所を公民館の会議室とすることは、情報漏洩等、税務署の税務行政の遂行に支障のある守秘義務違反に当たらない旨の書面を送付し、同月27日に本件会議室において話合いを行うよう求めたところ、同日、平成23年1月18日、同月27日、同年2月10日、本件会議室において話合いが行われた。

イ そもそも、本件税務調査とは、原告が要望する用件ではなく、川越税務署長の要請に基づく用件であるから、原告が本件会議室の予約の労を取ったとはいえ、使用料を負担しなければならない理由はないから、被告は、本件会議室の使用料相当額を原告に対して支払うべきである。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (不服申立前置主義の原則に反するか否か) について

(1) 国税通則法 115 条 1 項本文は、同項ただし書各号に該当する場合を除いて、国税に関する法律に基づく処分(同法 80 条 2 項に規定する処分を除く。)で不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、異議申立てをすることができる処分(審査請求をすることもできるもの(異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることができるものを含む。))を除く。)にあっては異議申立てについての決定を、審査請求をすることができる処分にあっては審査請求についての裁決をそれぞれ経た後でなければ、提起することができないとして、いわゆる不服申立前置主義の原則を定めている。不服申立前置主義の原則の例外とされているのは、① 異議申立て(国税庁長官に対してされたものに限る。)又は審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても決定又は裁決がないとき(同項ただし書 1 号)、② 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した者が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき(同 2 号)、③ 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき(同 3 号)である。

(2) 国税通則法 23 条 1 項に基づく更正の請求に対して税務署長が同条 4 項に基づいてした更正をすべき理由がない旨の通知処分に対しては、同法 75 条 1 項 1 号により、当該税務署長に対して異議の申立てをすることができ、税務署長のした異議の申立てに関する決定に対しては、同条 3 項により、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができることとされているから、同法 23 条 1 項に基づく更正の請求に対して税務署長がした更正をすべき理由がない旨の通知処分の取消しを求める訴えについては、同法 115 条 1 項が適用され、同項ただし書各号に該当する場合を除いて、異議申立て及び審査請求の手続を経なければならないことになる。

(3) 前提事実のとおり、原告は本件各消費税等の各通知処分について異議申立て又は審査請求の手続を経ていないところ、本件全証拠によっても、同項ただし書各号に該当する事情は認められない(原告は、川越税務署長が本件各消費税等期限後申告書の提出を強要した旨主張するが、後記5(1)ウのとおり、そのような事実は認められないし、仮にそのような事実があったとしても、同項ただし書3号の「正当な理由」に当たるとまでいうことはできない。)から、本件各消費税等の各通知処分の取消しを求める請求の趣旨第2項ないし第5項に係る訴えは、不服申立前置主義の原則に反する不適法なものであって、却下を免れないというべきである。

2 争点(2) (本件各委託納付の処分性の有無) について

(1) 抗告訴訟の一つである処分の取消しの訴え(行政事件訴訟法3条2項)の対象となる「処分」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為、すなわち、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうと解される(最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁参照)。

(2) 本件各委託納付は、地方税法附則9条の10第3項及び第4項に基づくものであるところ、同条3項は、同条1項2号に規定する場合に同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき国税局長又は税務署長に対し、当該還付金等により未納譲渡割等を納付することを委託したものとみなす旨規定しており、同条3項が適用される場合には、同条4項により、その委託をするのに適することとなった時として政令で定める時に、その委託納付に相当する額の還付及び納付があったものとみなされることになる。そうすると、同条3項及び4項に基づく委託納付は、所定の要件を充足することにより、法律上当然に納付の委託があったものとみなされ、所定の時に委託納付に相当する額の還付及び納付があったものとみなされるものであって、行政

庁の行為が介在することは想定されていないから、本件各委託納付について川越税務署長が原告に対し何らかの処分をしたものとみることはできず、本件各委託納付は、「処分」には当たらない（本件各委託納付に係る各通知（国税還付金充当等通知書の送付）は、原告に対し、地方税法の上記規定に従って原告の所得税の還付金が本件各消費税等の延滞税の納付に充てられた結果を通知するものにすぎない。）。

- (3) したがって、本件各委託納付の取消しを求める請求の趣旨第10項、第11項及び第19項に係る訴えはいずれも不適法であって却下を免れないといふべきである。

3 争点（3）（処分性の有無及び損害要件の充足の有無）について

- (1) 本件義務付けの訴えにおいて、原告は、被告に対し、事業主本人の労働の対価は事業所得の計算上必要経費に算入することができないという川越税務署長の見解は誤りであるので、税務行政及び税務指導の不適法を認め、事業主本人の労働の対価が事業所得の計算上必要経費となり給与所得となることを、国民に広く知れ渡るよう職権の発動を促す義務付けを求めているものと解されるところ、国税通則法その他の関係法令上、税務署長に対して上記のような職権の発動を促すことを求める権利を定めた規定は見当たらないから、本件義務付けの訴えは、行政事件訴訟法3条6項1号所定の非申請型の義務付けの訴えであると解される。
- (2) 抗告訴訟の一つである非申請型の義務付けの訴え（同号）における義務付けの対象行為は、「処分」、すなわち、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものでなければならないと解されるところ、本件義務付けの訴えにおいて原告が被告に対して求める内容は、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものといえないことが明らかであるから、上記の「処分」には該当しない。

(3) したがって、その余の点を検討するまでもなく、本件義務付けの訴え（請求の趣旨第12項）は不適法なものであって却下を免れないというべきである。

4 争点（4）（平成19年所得税の通知処分の適法性）について

(1) 前提事実（5）アのとおり、平成19年所得税の更正請求は、平成19年所得税について必要経費の計上漏れがあることを理由として、これを計上した上で算出した平成19年所得税の額を上回る部分の取消しを求める趣旨でされたものであると認められるから、国税通則法23条2項又は所得税法152条に基づくものではなく、国税通則法23条1項に基づいてされたものと認められる。

そして、国税通則法23条1項に基づく更正の請求をすることができるのは、その申告書に係る国税の法定申告期限から1年以内に限られるところ、前提事実（5）アのとおり、原告が平成19年所得税の更正請求をしたのは、平成23年3月8日であって、平成19年所得税の法定申告期限から1年以上経過した後であると認められるから、平成19年所得税の更正請求は、同項の期限を徒過したものであって、不適法なものである。

(2) 甲57によれば、平成19年所得税の通知処分は、その理由を附記せずにされたことが認められるところ、更正の請求に対して更正をすべき理由がない旨の通知処分をする場合について、理由を附記しなければならない旨を定める規定は、国税通則法及び所得税法その他関係法令上には存しないから、原告が指摘する平成19年所得税の通知処分に理由が附記されていない点をもって、平成19年所得税の通知処分が違法なものであるということにはならない。

(3) 以上によれば、平成19年所得税の通知処分は、不適法な更正の請求について更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたものであるから、適法なものと認められ、請求の趣旨第1項に係る請求には理由がない。

5 争点（5）（本件各賦課決定処分の適法性）について

（1）ア 国税通則法66条1項1号は、期限後申告書の提出があった場合には、当該納税者に対し、当該申告に基づき同法35条2項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課することとし、同条2項は、同条1項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額が50万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額）に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする旨規定しているところ、同条1項1号及び同条2項に基づいて無申告加算税を賦課するためには、期限後申告が有効にされたものであることが必要となる。

イ 申告納税制度を採用している所得税等について、国税通則法が申告書記載事項の過誤の是正につき更正の請求等の特別の規定を設けているのは、所得税等の課税標準等の決定については最もその間の事情に通じている納税義務者自身の申告に基づくものとし、その過誤の是正は法律が特に認めた場合に限る建前とすることが、租税債務を可及的速やかに確定させなければならない国家財政上の要請に応ずるものであり、納税義務者に対しても過大な不利益を強いるおそれがないと認めたからにほかならない。したがって、申告書の記載内容の過誤の是正については、その錯誤が客観的に明白かつ重大であって、国税通則法の定めた方法以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合でなければ、法定の方法によらないで記載内容の錯誤を主張することは許されないというべきである（最高裁判所昭和●●年(〇〇)第●●号同39年10月22日第1小法廷判決・民集1

8巻8号1762頁参照)。

ウ 前提事実(3)イ及び(4)アによれば、原告は、平成23年2月18日頃、本件修正等勧奨に係る書類一式の送付を受け、同年3月7日、本件各消費税等期限後申告書を提出し、同日、本件各消費税等(本税)を納付したことが認められるところ、本件修正等勧奨に係る書類一式には、本件各所得税等に係る修正申告書(本件各修正申告書)と本件各消費税等期限後申告書及び納付税額が記載された各納付書があり、原告は、本件各所得税等については、本件各修正申告書を提出することなく、同月8日に更正の請求をしており、本件修正等勧奨に係る書類一式の全てについて、勧奨された内容に従った全ての修正申告や期限後申告をしたわけではなく、自らの意思で修正申告等をするか、更正の請求をするかを選択していること、本件修正等勧奨に係る書類一式を受領してから、原告が実際に本件各消費税等期限後申告書を提出し、納税するまでの間に2週間以上の期間が経過しており、その期間は、原告が本件修正等勧奨に係る書類一式の内容を確認するのに十分な期間であることに照らすと、原告が本件各消費税等期限後申告書を提出することについて、何らかの錯誤があったものとは認められず、いわんや上記イにいう特段の事情があるとは認められない(この点、原告は、本件各消費税等期限後申告書の提出を強要された旨主張するところ、これを認めるに足りる的確な証拠は存在しない。)。したがって、本件各消費税等期限後申告は、有効なものと認められ、これらが無効なものであるとする原告の主張を採用することはできない。

(2) 原告が法定申告期限内に確定申告書を提出することができなかったことについて、国税通則法66条1項ただし書に定める正当な理由があるとは認められないから、本件各消費税等期限後申告により納付すべきこととなった消費税等の額については、同項及び同条2項に基づいて無申告加算税が課され

ることになるところ、原告に課すべき無申告加算税の額は、別紙6の1のとおりとなり、これらの金額は、本件各賦課決定処分の額と同額であるから、本件各賦課決定処分は適法であると認められ、請求の趣旨第6項ないし第9項に係る請求には理由がない。

6 争点（6）（本件各消費税等について過誤納金の有無）について

（1）請求の趣旨第13項は、本件各消費税等期限後申告により確定した本件各消費税等について、原告のした本件各消費税等の更正請求の内容どおりに減額更正されたことにより生ずる過納金の支払を求めるものであるところ、前提事実（5）エのとおり、原告のした本件各消費税等の更正請求に対しては、更正をすべき理由がないものとして本件各消費税等の各通知処分がされており、本件各消費税等については減額更正はされていない（本件各消費税等の各通知処分の取消しを求める訴えが不適法であることは、前記1のとおりである。）。

（2）したがって、本件各消費税等について過納金が生ずることはないから、請求の趣旨第13項に係る請求には理由がない。

7 争点（7）（本件賦課決定処分に係る無申告加算税について過誤納金の有無）について

（1）請求の趣旨第14項は、本件各賦課決定処分に係る無申告加算税の一部が取り消されることにより生ずる過納金の支払を求めるものであるところ、本件各賦課決定処分が適法なものであることは、前記5のとおりである。

（2）したがって、本件各賦課決定処分について過納金が生ずることはないから、請求の趣旨第14項に係る請求には理由がない。

8 争点（8）（還付金請求権の有無）について

（1）請求の趣旨第15項、第16項及び第20項は、平成22年分ないし平成24年分の所得税の還付金の支払を求めるものであるところ、前提事実（6）ア、エ、キのとおり、本件各委託納付により、平成22年分及び平成23年

分の還付金については、平成17年課税期間の消費税等の延滞税及び平成18年課税期間の消費税等の延滞税に、平成24年分の還付金については、平成18年課税期間の消費税等の延滞税にそれぞれ収納されていることが認められ、本件各委託納付が不適法であるというべき事情は認められない。

(2) この点、原告は、本件各消費税等の本税及び本件各賦課決定処分に係る無申告加算税のいずれについても完納しており、所得税の還付金によって担保すべき未納分は存在しない旨主張するが、国税通則法60条1項2号及び同条2項によれば、本件各消費税等の各法定申告期限の翌日から本件各消費税等を納付した日までの延滞税が発生するから、原告の主張には理由がない。また、甲55の1及び甲56の1によれば、平成17年課税期間の消費税等の延滞税の額が1万5978円とされていることが認められるところ、これは、平成17年課税期間の消費税等の延滞税の額6万7500円に平成22年分の所得税の還付金5万1522円が委託納付された後の金額であると認められるから、平成22年所得税の還付金の委託納付に係る延滞税が過大である旨の原告の主張には理由がない。

(3) したがって、平成22年分ないし平成24年分の所得税の還付金は既に存在しないから、請求の趣旨第15項、第16項及び第20項に係る請求には理由がない。

9 争点(9) (本件会議室の使用料相当額について支払義務の有無)について

(1) 国税通則法上、税務調査を行う場所について明文の規定は設けられていないが、税務調査は、所轄税務署のほか、帳簿等の保管状況等を実際に確認する必要があるなどの事情により、記帳場所や所得を生ずる場所である納税者の自宅又は事務所等において行われるのが通常であると認められるところ、国税通則法その他関係法令上、納税者が自宅又は事務所以外の場所における税務調査を希望した場合に、税務署長等はこれに応じなければならないものとする規定は存在しない。したがって、納税者が希望した場合には、納税者

の自宅及び事業所等以外の場所において税務調査を行うことも妨げられないが、税務署長等にはその希望に応ずる法律上の義務はなく、その場所を使用するために使用料が必要となる場合であっても、当該使用料等を負担すべき義務は負わないというべきである。

(2) 前提事実(3)アのとおり、本件税務調査は、合計4日間本件会議室において行われているところ、乙6及び弁論の全趣旨によれば、本件会議室において本件税務調査を行うことは、本件調査担当者ではなく原告が強く希望したものであり、本件調査担当者は、本件会議室において税務調査を行う前に、原告に対し、川越税務署側で本件会議室の使用料等の費用を負担することはできない旨あらかじめ伝えていたことが認められる。

(3) 以上の事実を前提とすると、原告の主張するとおり、本件税務調査自体が川越税務署長側の用件であり、原告の希望した用件ではないとしても、本件税務調査のために使用した本件会議室の使用料相当額について、国が負担すべき義務はないというべきであるから、本件会議室の使用料相当額の支払を求める請求の趣旨第17項及び第18項に係る請求には理由がない。

第4 結論

よって、本件訴えのうち、別紙1却下部分目録記載1から8までに係る部分はいずれも不適法であるから却下し、原告のその余の訴えに係る請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官	川神 裕
裁判官	内野 俊夫
裁判官	日暮 直子

却下部分目録

- 1 川越税務署長が平成23年12月22日に原告に対してした原告の平成17年課税期間に対応する消費税等の更正の請求に理由がない旨の通知処分の取消しを求めるもの
- 2 川越税務署長が平成23年12月22日に原告に対してした原告の平成18年課税期間に対応する消費税等の更正の請求に理由がない旨の通知処分の取消しを求めるもの
- 3 川越税務署長が平成23年12月22日に原告に対してした原告の平成19年課税期間に対応する消費税等の更正の請求に理由がない旨の通知処分の取消しを求めるもの
- 4 川越税務署長が平成23年12月22日に原告に対してした原告の平成20年課税期間に対応する消費税等の更正の請求に理由がない旨の通知処分の取消しを求めるもの
- 5 川越税務署長が原告に対して平成23年4月8日付けでした消費税等の委託納付処分の取消しを求めるもの
- 6 川越税務署長が原告に対して平成24年4月13日付けでした国税還付金の委託納付処分の取消しを求めるもの
- 7 川越税務署長が原告に対してした「事業主個人の給料は必要経費とはならず、事業所得となり課税の対象となる」とする税務行政ないし税務指導の不適法を認め、事業者としての原告の給与所得を認め、人口に膾炙せよとの義務付けを求めるもの
- 8 川越税務署長が原告に対して平成25年4月11日付けでした国税還付金の委託納付処分の取消しを求めるもの

関係法令の定め

1 国税通則法（平成23年法律第114号による改正前のもの）

(1) 16条（国税についての納付すべき税額の確定の方式）

ア 1項

国税についての納付すべき税額の確定の手続については、次の各号に掲げるいずれかの方式によるものとし、これらの方式の内容は、当該各号に掲げるところによる。

(ア) 1号

申告納税方式 納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

(イ) 2号 略

イ 2項 略

(2) 23条（更正の請求）

ア 1項

納税申告書を提出した者は、次の各号の1に該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から1年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等に関し次条又は第26条（再更正）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があった場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

(ア) 1号

当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する

る法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（当該税額に関し更正があった場合には、当該更正後の税額）が過大であるとき。

(イ) 2号

前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額（当該金額に関し更正があった場合には、当該更正後の金額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に純損失等の金額の記載がなかったとき。

(ウ) 3号

第1号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額（当該税額に関し更正があった場合には、当該更正後の税額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に還付金の額に相当する税額の記載がなかったとき。

イ 2項

納税申告書を提出した者又は第25条（決定）の規定による決定（以下この項において「決定」という。）を受けた者は、次の各号の1に該当する場合（納税申告書を提出した者については、当該各号に掲げる期間の満了する日が前項に規定する期間の満了する日後に到来する場合に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求（以下「更正の請求」という。）をすることができる。

(ア) 1号

その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき。 その確定した日の翌日から起算して2月以

内

(イ) 2号

その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に当たってその申告をし、又は決定を受けた者に帰属するものとされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があったとき。当該更正又は決定があった日の翌日から起算して2月以内

(ウ) 3号

その他当該国税の法定申告期限後に生じた前2号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき。当該理由が生じた日の翌日から起算して2月以内

イ 3項から7項まで 略

(3) 66条（無申告加算税）

ア 1項

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税者に対し、当該各号に規定する申告、更正又は決定に基づき第35条第2項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(ア) 1号

期限後申告書の提出又は第25条（決定）の規定による決定があった場合

(イ) 2号

期限後申告書の提出又は第25条の規定による決定があった後に修正申告書の提出又は更正があった場合

イ 2項

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第2号の修正申告書の提出又は更正があったときは、その国税に係る累積納付税額を加算した金額）が50万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額）に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

ウ 3項から6項まで 略

2 国税通則法施行令

(1) 6条（更正の請求）

ア 1項

法第23条第2項第3号（更正の請求）に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

(ア) 1号

その申告、更正又は決定に係る課税標準等（法第19条第1項（修正申告）に規定する課税標準等をいう。以下同じ。）又は税額等（同項に規定する税額等をいう。以下同じ。）の計算の基礎となった事実のうちに含まれていた行為の効力に係る官公署の許可その他の処分が取り消されたこと。

(イ) 2号

その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に係る契約が、解除権の行使によって解除され、若しくは当該契約の成立後生じたやむを得ない事情によって解除され、又は取り消されたこと。

(ウ) 3号

帳簿書類の押収その他やむを得ない事情により、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき帳簿書類その他の記録に基づいて国税の課税標準

等又は税額等を計算することができなかつた場合において、その後、当該事情が消滅したこと。

(エ) 4号

わが国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約に規定する権限のある当局間の協議により、その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等に関し、その内容と異なる内容の合意が行われたこと。

(オ) 5号

その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に係る国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈その他の国税庁長官の法令の解釈が、更正又は決定に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決に伴つて変更され、変更後の解釈が国税庁長官により公表されたことにより、当該課税標準等又は税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなつたことを知つたこと。

イ 2項 略

3 所得税法（平成23年法律第114号による改正前のもの）

(1) 152条（各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例）

確定申告書を提出し、又は決定を受けた居住者（その相続人を含む。）は、当該申告書又は決定に係る年分の各種所得の金額につき第63条（事業を廃止した場合の必要経費の特例）又は第64条（資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例）に規定する事実その他これに準ずる政令で定める事実が生じたことにより、国税通則法第23条第1項各号（更正の請求）の事由が生じたときは、当該事実が生じた日の翌日から2月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書又は決定に係る第120条第1項第1号若しくは第3号から第8号まで（確定所得申告書の記載事項）又は第123条第2項第1号、第5号、第7号若しくは第8号（確定損失申告書の記載事項）に掲げる金額（当

該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額) について、同法第 23 条第 1 項の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、同条第 3 項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、当該事実が生じた日を記載しなければならない。

4 所得税法施行令

(1) 274 条 (更正の請求の特例の対象となる事実)

法第 152 条 (各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例) に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

(ア) 1 号

確定申告書を提出し、又は決定を受けた居住者の当該申告書又は決定に係る年分の各種所得の金額 (事業所得の金額並びに事業から生じた不動産所得の金額及び山林所得の金額を除く。次号において同じ。) の計算の基礎となった事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと。

(イ) 2 号

前号に掲げる者の当該年分の各種所得の金額の計算の基礎となった事実のうちに含まれていた取り消すことのできる行為が取り消されたこと。

5 消費税法 (平成 23 年法律第 114 号による改正前のもの)

(1) 56 条 (前課税期間の消費税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)

ア 1 項

確定申告書等に記載すべき第 45 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる金額につき、修正申告書 (国税通則法第 19 条第 3 項 (修正申告) に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。) を提出し、又は更正若しくは決定 (同法第 25 条 (決定) の規定による決定をいう。以下この条において同じ。) を受けた者は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を

提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から2月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき更正の請求をすることができる。この場合においては、同法第23条第3項（更正の請求）に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

(ア) 1号

その修正申告書又は更正若しくは決定に係る課税期間後の各課税期間で決定を受けた課税期間に係る第45条第1項第4号又は第6号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額。次項において同じ。）が過大となる場合

(イ) 2号

その修正申告書又は更正若しくは決定に係る課税期間後の各課税期間で決定を受けた課税期間に係る第45条第1項第7号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額。次項において同じ。）が過少となる場合

イ 2項

第47条第1項の規定による申告書に記載すべき同項第1号又は第2号に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、若しくは更正若しくは決定を受けた者又は同条第2項に規定する課税貨物に係る消費税につき国税通則法第32条第1項（賦課決定）に規定する決定（以下この項において「賦課決定」という。）若しくは同条第2項に規定する変更する決定（以下この項において「変更決定」という。）を受けた者は、その修正申告書の提出若しくは更正若しくは決定又は賦課決定若しくは変更決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定若しくは賦課決定若しくは変更決定（以下この項において「更正決定等」という。）の通

知を受けた日の翌日から2月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき更正の請求をすることができる。この場合においては、同法第23条第3項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正決定等の通知を受けた日を記載しなければならない。

(ア) 1号

その修正申告書又は更正決定等に係る課税期間で決定を受けた課税期間に係る第45条第1項第4号又は第6号に掲げる金額が過大となる場合

(イ) 2号

その修正申告書又は更正決定等に係る課税期間で決定を受けた課税期間に係る第45条第1項第7号に掲げる金額が過少となる場合

6 地方税法

(1) 附則9条の10（譲渡割に係る充当等の特例）

ア 1項

国税通則法第57条の規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金等については適用しない。ただし、附則第9条の4の規定により併せて更正され若しくは決定され又は附則第9条の5の規定により併せて申告された譲渡割及び消費税に係る還付金をその額の計算の基礎とされた課税期間（第72条の78第3項に規定する課税期間をいう。次条第2項において同じ。）の譲渡割及び消費税で納付すべきこととなっているものに充当する場合は、この限りでない。

(ア) 1号

附則第9条の4の規定により併せて更正され若しくは決定され若しくは附則第9条の5の規定により併せて申告され又は附則第9条の6の規定により併せて納付された譲渡割及び消費税に係る還付金等の還付を受けるべき者につき納付すべきこととなっている国税がある場合における当該還付

金等

(イ) 2号

国税に係る還付金等（前号に該当するものを除く。）の還付を受けるべき者につき附則第9条の4又は第9条の5の規定により併せて賦課され又は申告された譲渡割及び消費税で納付すべきこととなっているもの（次項及び第3項において「未納譲渡割等」という。）がある場合における当該還付金等

イ 2項 略

ウ 3項

第1項第2号に規定する場合にあっては、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき国税局長又は税務署長に対し、当該還付金等（未納譲渡割等に係る金額に相当する額を限度とする。）により未納譲渡割等を納付することを委託したものとみなす。

エ 4項

前2項の規定が適用される場合には、これらの規定の委託をするのに適することとなった時として政令で定める時に、その委託納付に相当する額の還付及び納付があったものとみなす。

オ 5項 略

7 地方税法施行令

(1) 附則6条の7（譲渡割に係る納付委託適状）

ア 1項

法附則第9条の10第4項に規定する政令で定める時は、同条第1項第2号に規定する未納譲渡割等又は納付すべきこととなっているその他の国税（以下本条において「国税等」という。）の国税通則法第2条第8号に規定する法定納期限（次の各号に掲げる国税等（延滞税及び利子税を除く。）については、当該各号に定める時とし、その国税等に係る延滞税及び利子税に

については、その納付又は徴収の基因となった国税等に係る当該各号に定める時とする。)と還付金等(法附則第9条の10第1項各号に規定する還付金等をいう。以下本条において同じ。)が生じた時(還付加算金については、その計算の基礎となった還付金等が生じた時)とのいずれか遅い時とする。ただし、国税通則法第11条の規定による同法第37条第1項に規定する納期限の延長若しくは同法第46条第1項の規定による納税の猶予に係る国税等又は所得税法若しくは相続税法(中略)の規定による延納に係る国税につき、当該延長、猶予又は延納の申請又は届出があった日(当該延長につき申請を要しないときは、当該延長の基因となる理由が生じた日)以後に生じた還付金等に法附則第9条の10第2項又は第3項の規定を適用するときは、当該延長、猶予又は延納に係る期限と当該還付金等が生じた時とのいずれか遅い日とする。

(ア) 1号

国税通則法第2条第8号に規定する法定納期限(以下本条において「法定納期限」という。)後に納付すべき税額が確定した国税等(印紙税法(中略)第20条第1項及び第3項に規定する過怠税を含むものとし、第5号に掲げるものを除く。) 当該国税等の国税通則法第28条第1項に規定する更正通知書若しくは決定通知書又は同法第36条第2項に規定する納税告知書(第4号において「納税告知書」という。)を發した時(同法第16条第1項第1号に規定する申告納税方式による国税等で申告により納付すべき税額が確定したものについては、その申告があった時)

(イ) 2号

法定納期限前に国税通則法第38条第1項の規定による請求がされた国税等 当該請求に係る期限

(ウ) 3号

相続税法第35条第2項の決定又は更正により納付すべき税額が確定し

た相続税又は贈与税（前号に掲げる国税等を除く。） 当該相続税又は贈与税に係る国税通則法第35条第2項第2号の規定による納期限

(エ) 4号

法定納期限後に納税告知書が発せられた国税通則法第15条第3項第2号、第3号又は第5号に掲げる国税 当該納税告知書を発した時

(オ) 5号

国税等に係る国税通則法第69条に規定する加算税 その賦課決定通知書を発した時

(カ) 6号

国税徴収法第2条第8号に規定する保証人又は同条第7号に規定する第二次納税義務者として納付すべき国税等 国税通則法第52条第2項又は国税徴収法第32条第1項に規定する納付通知書を発した時

(キ) 7号

国税等に係る国税徴収法第136条に規定する滞納処分費 その生じた時

(別紙4)

所得税の課税の経緯

(単位:円)

区 分	確 定 申 告	更 正 の 請 求	通 知 処 分	異 議 申 立 て	異 議 決 定	審 査 請 求	裁 決
年 月 日 等	平成20年 2月26日	平成23年 3月8日	平成23年 4月26日	平成23年 4月28日	平成23年 6月17日	平成23年 6月29日	平成23年 12月13日
平成 19 年 分	総所得金額	734,400	1,705,087	更正を すべき 理由が ない旨 の通知	1,705,087	棄 却	1,705,087
	事業所得 の金額	△1,083,295	△2,661,413		△2,661,413		△2,661,413
	給与所得 の金額	—	3,008,800		3,008,800		3,008,800
	雑所得 の金額	1,817,695	1,358,400		1,358,400		1,358,400
	納付すべき 税 額	△50,099	△21,449		△21,449		△21,449

(注) 「納付すべき税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

(別紙5)

消費税等の課税の経緯

(単位:円)

区分	確定申告	賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	更正の請求	審査裁決	通知処分	
平成17年課税期間	年 月 日	平成23年 3月7日	平成23年 3月28日	平成23年 5月7日	平成23年 6月17日	平成23年 6月29日	平成23年 10月14日	平成23年 12月13日	平成23年 12月22日
	課税標準額	10,177,000					10,177,000	更正を すべき 理由が ない旨 の通知	
	仕入税額控除の額	154,872					223,140		
	納付すべき消費税額	252,200					183,940		
	納付すべき 地方消費税額	63,000					45,000		
	無申告加算税の額		46,500	一部取消し	棄 却	一部取消し			棄 却
平成18年課税期間	年 月 日	平成23年 3月7日	平成23年 3月28日	平成23年 5月7日	平成23年 6月17日	平成23年 6月29日	平成23年 10月14日	平成23年 12月13日	平成23年 12月22日
	課税標準額	14,264,000					9,213,598	更正を すべき 理由が ない旨 の通知	
	仕入税額控除の額	144,738					209,151		
	納付すべき消費税額	425,800					159,392		
	納付すべき 地方消費税額	106,400					39,800		
	無申告加算税の額		81,000	一部取消し	棄 却	一部取消し			棄 却

区 分		確定申告	賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	更正の請求	審査裁決	通知処分
平成 19 年 課 税 期 間	年 月 日	平成23年 3月7日	平成23年 3月28日	平成23年 5月7日	平成23年 6月17日	平成23年 6月29日	平成23年 10月14日	平成23年 12月13日	平成23年 12月22日
	課税標準額	8,582,000					8,582,000		更正を すべき 理由が ない旨 の通知
	仕入税額控除の額	187,231					230,746		
	納付すべき消費税額	156,000					112,000		
	納付すべき 地方消費税額	39,000					28,000		
	無申告加算税の額		28,500	一部取消し	棄 却	一部取消し		棄 却	
平成 20 年 課 税 期 間	年 月 日	平成23年 3月7日	平成23年 3月28日	平成23年 5月7日	平成23年 6月17日	平成23年 6月29日	平成23年 10月14日	平成23年 12月13日	平成23年 12月22日
	課税標準額	7,272,000					7,272,000		更正を すべき 理由が ない旨 の通知
	仕入税額控除の額	182,351					210,935		
	納付すべき消費税額	108,500					79,900		
	納付すべき 地方消費税額	27,100					19,900		
	無申告加算税の額		19,500	一部取消し	棄 却	一部取消し		棄 却	

本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

1 本件各賦課決定処分の根拠

本件消費税等期限後申告はいずれも無効とは認められないところ、国税通則法66条は、1項本文及び2項において、期限後申告書の提出など、無申告加算税の賦課要件が備わった場合には、当該納税者に対し、納付すべき税額に一律100分の15の割合を乗じて計算した金額（納付すべき税額が50万円を超えるときは、納付すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に、当該超える部分に相当する税額に100分の5を乗じて計算した金額を加算した金額）に相当する無申告加算税を課することを規定し、1項ただし書において、期限内申告書の提出がなかったことについて、「正当な理由」があると認められる場合には無申告加算税を課さない旨規定しているところ、原告には、本件消費税等期限後申告書を期限内に提出しなかったことについて、同項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、本件消費税等期限後申告について、同項本文及び同条2項に基づき原告に対して課されるべき無申告加算税の額は、以下のとおりである。

(1) 平成17年課税期間

原告が平成17年課税期間に係る消費税等の期限後申告により納付することとなった31万円（ただし、国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）に対して100分の15の割合（同法66条1項）を乗じて算出した金額4万6500円。

(2) 平成18年課税期間

原告が平成18年課税期間に係る消費税等の期限後申告により納付することとなった53万円に対して100分の15の割合（国税通則法66条1項）を乗じて算出した金額7万9500円と、53万円のうち50万円を超える部分に相当する税額3万円に100分の5の割合（同条2項）を乗じて算出した金

額1500円とを合計した金額8万1000円。

(3) 平成19年課税期間

原告が平成19年課税期間に係る消費税等の期限後申告により納付することとなった19万円に対して100分の15の割合（国税通則法66条1項）を乗じて算出した金額2万8500円。

(4) 平成20年課税期間

原告が平成20年課税期間に係る消費税等の期限後申告により納付することとなった13万円に対して100分の15の割合（国税通則法66条1項）を乗じて算出した金額1万9500円。

2 本件各賦課決定処分の適法性

上記1のとおり、被告が本訴において主張する原告の消費税等に係る本件各係争課税期間の無申告加算税の金額は、それぞれ、

平成17年課税期間 4万6500円

平成18年課税期間 8万1000円

平成19年課税期間 2万8500円

平成20年課税期間 1万9500円

であるところ、これらの金額は、いずれも本件各賦課決定処分の金額と同額（別紙5「賦課決定処分」欄参照）であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。